

## ～ 市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ ～

### 義務教育学校（湊地域）の設置（会津若松市立学校設置条例の一部改正） へのご意見をお寄せください

義務教育学校（湊地域）の設置（会津若松市立学校設置条例の一部改正）について、より多くの市民の皆様のご意見を反映させるため、広く意見を募集します。

#### ○趣旨

教育委員会では、今後の児童生徒数の推移等、各学校や地域の実情や課題を踏まえながら、本市の学校のあり方について、「学校のあり方懇談会」や「市総合教育会議」において、社会の変化に対応した学校づくりの一つとして、小中一貫校となる義務教育学校や小規模校における特認校制の導入などの検討を進めてきました。

湊小学校及び湊中学校では、地域住民や保護者等の参画のもと、地域とともにある学校づくりを目指して、学校運営協議会を設置し、先進校視察や学習会などを実施しながら、今後の学校のあり方について、保護者や地域の意見を聴取してきました。

そのような中、湊小・中学校 学校運営協議会から、今後の学校の存続や義務教育9年間の一貫した教育実践の推進のため、湊小・中学校の義務教育学校への移行の要望があったところです。

このことから、義務教育学校の有効性や地域の意見・要望を踏まえ、令和6年4月に、湊小学校及び湊中学校を義務教育学校へ移行させるため、必要な手続（会津若松市立学校設置条例の一部改正）を行おうとするものです。

#### ○募集する意見の内容

令和6年4月1日に、湊小学校及び湊中学校を義務教育学校へ移行する。

##### 【移行の内容】

現 行	⇒	移行後
湊小学校		(仮称) 湊小中学校 (義務教育学校)
湊中学校		

##### 【必要な手続】

湊小学校及び湊中学校を義務教育学校へ移行させるため、会津若松市立学校設置条例（昭和39年会津若松市条例第30号）の一部を次のとおり改正するものです。

##### (1) 義務教育学校の設置規定

ア 別表において「(仮称) 湊小中学校」の名称及び位置を規定し、湊小学校及び湊中学校の規定を削る。

(2) 施行期日等

ア 令和6年4月1日から施行する。

イ (仮称) 湊小中学校の設置にあたり必要な準備行為は、施行日前においても行うことができることとする。

《参考》

	位置	児童生徒数 (※)
湊小学校	会津若松市湊町大字共和字上馬渡 171 番地	68 人
湊中学校	会津若松市湊町大字共和字上馬渡 266 番地の 1	25 人

※令和5年5月1日現在の児童生徒数

《用語解説》

※1 義務教育学校

学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う新たな校種として規定された学校

一人の校長のもと、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性・連続性を確保した教育課程を編成・実施することができる。

※2 特認校制

従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認める制度

※3 学校のあり方懇談会

本市の学校のあり方について、地域に根ざした教育環境を実現するため、保護者、学校関係者、地域住民の意見を反映させることができるよう有識者等により構成する組織

※4 総合教育会議

平成27年度の地教行法の一部改正により、首長と教育委員会が地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、より一層の民意を反映した教育行政を推進していくために設置される組織

※5 学校運営協議会

学校と地域住民等が力を合わせて、「地域とともにある学校づくり」を進めていくことを目的に設置される合議体。複数校での設置が可能

ご意見のある方は、下記（次ページ）により提出してください。

1 意見公募期間 令和5年6月26日(月)～令和5年7月25日(火)(必着)

## 2 意見を提出できる人

次のいずれかに該当する人が意見を提出することができます。

- (1) 市の区域内に住所を有する方
- (2) 市の区域内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- (3) 市の区域内にある事務所または事業所に勤務する方及び市の区域内に事務所または事業所を有する法人その他の団体の構成員
- (4) 市の区域内にある学校に在学する方

## 3 意見の提出方法

別紙「会津若松市立義務教育学校の設置に対する意見書」に記入の上、直接持参するか、郵送、ファックス、電子メールにより、学校教育課まで提出してください。

また、意見書の様式によらず提出することも可能ですが、その場合、氏名、住所、電話番号(法人等の場合は、名称、所在地、電話番号)を必ず明記してください。匿名や電話での意見提出は受け付けません。

### 【提出先】会津若松市教育委員会 学校教育課

(1) 直接提出する場合	〒965-0873 会津若松市追手町2番41号 追手町第二庁舎1階 学校教育課
(2) 郵送で提出する場合	上記住所に郵送
(3) ファックスで提出する場合	0242-39-1461(学校教育課専用)
(4) 電子メールで提出する場合	gakkyo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

### (留意事項)

※意見内容の確認が必要な場合、こちらから連絡することがありますので、必ず電話番号を記入してください。

※提出していただいた書面はお返しできません。

※個々の意見に対し、直接回答はしませんのでご了承ください。

※お寄せいただいたご意見は公表しますが、この際に氏名などの個人情報が公表されることはありません。

## 4 閲覧場所

内容は、学校教育課、市政情報コーナー、生涯学習総合センター、北会津・河東支所、各市民センター、さらに市のホームページで見ることが出来ます。

なお、各施設での閲覧時間は、土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までであり、生涯学習総合センターは、休館日を除く、午前9時から午後5時までです。

問合せ先 会津若松市教育委員会 学校教育課 教育振興グループ  
電話 0242-39-1303